

(独)日本学生支援機構奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成24年度予算(案) 貸与人員 : 133万9千人(6万7千人増)

事業費総額 : 1兆1,263億円(482億円増)

貸与人員の増

◇ 無利子奨学金 2万5千人増 ※1 ◇ 有利子奨学金 4万2千人増 ※2

※1 新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人

※2 前年度までの新規増分の進級に伴う増等

「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設

◇ 低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けたい本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」※を新設。

※ 本制度により貸与を受けた本人が、失業・低所得等の場合(原則年収300万円以下)の返還猶予期限(実行5年間)の満了

区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	38万3千人(2万5千人増)	95万6千人(4万2千人増)
事業費	2,767億円(171億円増) 一般会計・復興特会(政府貸付金)	8,496億円(311億円増) 財政融資資金
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	796億円(90億円増) [うち復興特会 38億円]	8,383億円(695億円増)
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
貸与基準	・955万円以下 [私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合] ・300万円以下 【所得連動返済型】	1,207万円以下 [私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合]
返済方法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入を得るまでは 返還期限を猶予 【所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成23年11月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 (5年毎)0.40% 1.17%

「所得連動返済型の無利子奨学金制度」

イメージ (例: 大学生)

全ての意志ある学生等が安心して教育を受けられる環境を整備するため、低所得世帯(年収300万円以下)の学生等に対し、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予するものであり、これにより、将来の返還の不安を軽減し、予見性を持って、安心して修学することが可能となるようにすることを目的としたもの。

制度対象者

貸与時に、年収300万円以下の低所得世帯の学生等

(本人の収入額)

本人が一定の収入(年収300万円)を得るようになった後、返還開始

本人が一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は、返還期限を猶予

300万円

(6ヶ月)

在学期間(4年)

卒業

返還開始

現行猶予制度
(低所得等)
【最長5年】

新制度対象者
(所得連動返済型の無利子奨学金制度)
【一定の収入(※)を得るまでの間は猶予】

